



交通安全情報No.44

ストップ・ザ・交通事故

令和3年8月10日
警察本部交通部
交通総合対策センター

安全運転管理者制度とは？

道路交通法第74の3第1項、4項には「自動車の使用者は一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者等(安全運転管理者・副安全運転管理者)を選任しなければならない」と定められています。

- 車両台数基準
 - ・乗車定員11人以上の自動車 1 台以上
 - ・上記以外の自動車 5 台以上
 - ※大型・普通自動二輪は1台を0.5台として計算
- 使用の本拠とは
- 選任基準
 - ・自動車の所有者及びその他その自動車の管理責任者の所在地
 - ・道交法施行規則第9条に年齢・経験年数など選任資格要件あり

<車両台数による副安全運転管理者の選任基準>

車両台数	20~39台	40~59台	60~79台	80~99台	100~119台
副安全運転管理者	1人	2人	3人	4人	5人



安全運転管理者制度は事業所における自動車の安全な運転を確保することを目的とするものです。

届け出忘れていませんか？

道路交通法第74の3第5項には「自動車の使用者は安全運転管理者等を選任(解任)したときは、同行為から15日以内に使用の本拠を管轄する公安委員会に届け出なければならない」と定められています。



安全運転管理者等の選任等をお忘れの事業所等があれば早期の届け出をお願いします。

また、既に届け出されている内容に変更はありませんか？

変更手続きの届け出も忘れずをお願いします！